

第二次 隠岐の島町一般廃棄物(生活排水)処理基本計画

令和2年4月

隠 岐 の 島 町

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 上位計画	3
第4節 計画期間及び計画目標年次	4
第5節 本計画における評価・改善	5
第2章 地域の概況.....	6
第1節 自然環境	6
第2節 社会環境	9
第3節 土地利用	14
第4節 水環境	15
第5節 生活環境	18
第3章 生活排水処理の実態と課題.....	19
第1節 生活排水処理の流れ	19
第2節 生活排水処理の実態	19
第3節 生活排水処理の実績	20
第4節 し尿・浄化槽汚泥の処理システム	22
第5節 生活排水処理施設の整備概況	23
第6節 し尿処理財政の実績	28
第7節 生活排水処理の問題点・課題	29
第4章 生活排水処理基本計画.....	31
第1節 生活排水処理の目標	31
第2節 生活排水の処理計画	33
第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画	36

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の趣旨

隠岐の島町(以下、「本町」といいます。)における生活排水^{※1}処理は、公共下水道事業の整備、小型浄化槽設置の促進、集落排水事業の整備等により適正な処理に努めてきました。

また、平成23年3月には「隠岐の島町一般廃棄物処理基本計画」(以下、「前計画」といいます。)を策定し、生活排水処理に関する施策を計画的に実施してきました。

しかし、前計画は計画目標年次(令和元年度)を迎えており、計画達成状況を確認するとともに現状に応じた改正を行う時期を迎えています。

本町の生活排水処理の現状として、汲み取りや単独処理浄化槽^{※2}による処理を継続している世帯が見られるものの、公共下水道及び合併処理浄化槽^{※3}の整備に伴い生活排水処理率^{※4}は向上しています。しかし、前計画で設定した整備計画に遅れが生じていることもあり、前計画で設定した目標値には届かない見込みとなっています。前計画からは10年が経過しており、今後の整備計画や下水道への早期接続のための施策を踏まえ、「第二次 隠岐の島町一般廃棄物(生活排水)処理基本計画(令和2年4月)」(以下、「本計画」といいます。)において長期的・総合的な視点に立ち、計画的に生活排水処理を行うための見直しを行う必要があります。

また、し尿・浄化槽汚泥^{※5}の処理については、人口減少や公共下水道の普及により、今後し尿の収集量が減少していくことが予想されるため、令和3年度より汚泥処理施設共同整備事業(MICS事業)^{※6}による公共下水道との共同処理を行います。

したがって、本計画の見直しに際しては、本町をとりまく社会環境の変化やし尿処理事業の新たな取り組みを踏まえた上で、目標年次における生活排水処理のあり方を定めます。

※1 生活排水

し尿及び日常生活に伴い排出される台所、洗濯、風呂等からの排水を指します。また、日常生活に伴い排出される台所、洗濯、風呂等からの排水のみを指し、生活雑排水と言います。

本計画における生活排水の定義としては、し尿・生活雑排水・処理後の汚泥等(浄化槽汚泥・脱水汚泥・し渣)を指します。

※2 単独処理浄化槽

水洗トイレからのし尿のみを処理する浄化槽であり、平成13年以降から新設が禁止されています。

単独処理浄化槽は、処理効果が低く、生活雑排水(台所、洗濯、風呂等からの排水)を処理できないため、河川や海などの水質汚濁を招く原因となります。

※3 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水(台所、洗濯、風呂等からの排水)を併せて処理する浄化槽です。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽と比べてはるかに処理能力が高く、河川や海などの汚濁を軽減する効果があります。

※4 生活排水処理率

計画処理区域内人口に対する生活排水処理人口(公共下水道、農業・漁業集落排水、コミュニティプラント、合併処理浄化槽による処理人口)の割合です。

※5 浄化槽汚泥

浄化槽において微生物が汚水を浄化する際に発生する老廃物や分解されない物質などの総称です。

※6 汚泥処理施設共同整備事業(MICS事業)

汚泥処理施設共同整備事業とは、し尿処理施設及び下水処理施設を共同化し、浄化槽・集落排水施設・コミュニティプラントより生じる汚泥と公共下水汚泥を一括して処理する事業です。施設の共同化により、施設管理を実施する技術者の確保が容易となり、老朽化した施設の補修・改築費も削減されるため、経済性の向上や効率的な維持管理を図ることができます。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」第6条第1項の規定に基づき、上位計画である「隠岐の島町総合振興計画(平成20年9月策定)」や「島根県生活排水処理ビジョン第5次構想(平成31年1月策定)」、「第3期しまね循環型社会推進計画(平成28年3月策定)」と整合を図り、長期的、総合的視点にたって計画的に一般廃棄物処理施策を推進するための基本方針を定めます。

また、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画は、それぞれ、ごみに関する部分(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)と生活排水に関する部分(生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画)から構成されます。

本町では、平成31年4月に第二次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策定してごみ処理に関する計画を定めましたが、この度生活排水処理に関する計画として第二次一般廃棄物(生活排水)処理基本計画を策定します。

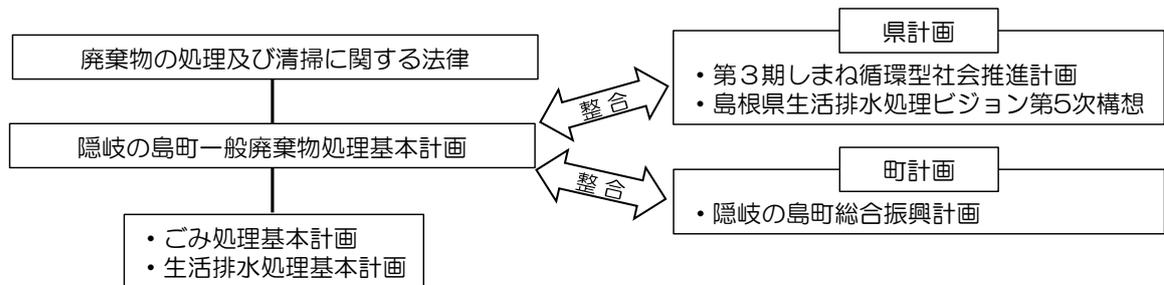


図 1 計画の位置づけ

第3節 上位計画

1. 島根県の廃棄物処理計画

本計画の上位にあたる県の計画として、「第3期しまね循環型社会推進計画(平成28年3月策定)」及び「島根県生活排水処理ビジョン第5次構想(平成31年1月策定)」が策定されています。以下に計画の概要を示します。

1) 第3期しまね循環型社会推進計画

(計画名)

第3期しまね循環型社会推進計画

(計画期間)

平成28年度から令和2年度まで

(基本方針)

1. 意識の醸成
2. 産業の育成
3. 適正処理の推進

(生活排水に関する施策 抜粋)

- ・し尿処理施設等の汚泥リサイクルの推進
- ・廃棄物処理施設の計画的整備
- ・廃棄物処理施設の適正な維持管理

2) 島根県生活排水処理ビジョン第5次構想

(計画名)

島根県生活排水処理ビジョン第5次構想

(計画期間)

平成31年度から令和8年度まで

(構想の視点)

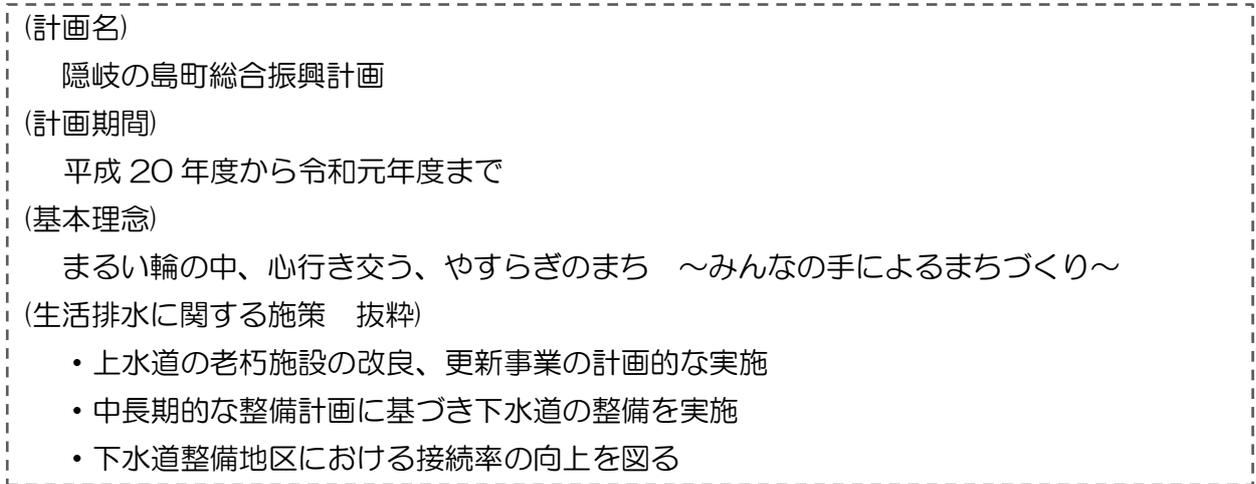
1. 快適な生活環境
2. きれいな水環境
3. 資源の循環
4. 持続的な汚水処理
5. 健全な経営

(生活排水に関する施策 抜粋)

- ・汚水処理人口普及率の向上を図る
- ・合併処理浄化槽への転換を促進
- ・汚泥の減量化を進めるとともに、有効利用(セメント原料化、肥料化など)を推進
- ・汚水処理施設の老朽化に対し、計画的な維持管理を推進
- ・広域化、共同化、官民連携の導入などによる持続的な経営の推進

2. 本町の総合計画

本計画の上位にあたる町の計画として、「隠岐の島町総合振興計画(平成 20 年 9 月策定)」が策定されています。以下に計画の概要を示します。



第4節 計画期間及び計画目標年次

本計画は、令和 2 年度を初年度とし、令和 11 年度を計画目標年次とする 10 カ年計画とします。なお、生活排水処理基本計画は、概ね 5 年ごとに改定するとともに、計画策定の前提となっている諸条件が大きく変動した場合には、必要に応じて見直しを行います。また、本計画では、令和 6 年度(2024 年度)を中間目標年次とします。



※本計画は、平成 31 年 4 月に策定された「第二次 隠岐の島町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(中間目標年次：令和 6 年度、計画目標年次：令和 11 年度)と計画目標年次について、整合を図っています。

図 2 計画期間

第5節 本計画における評価・改善

本町は、「生活排水処理基本計画策定指針(平成2年10月)」に基づき、本計画について継続的に評価・改善を行います。

また、特に評価(Check)の作業に関しましては、毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画^{※7}のなかで検証及び評価を行う予定です。

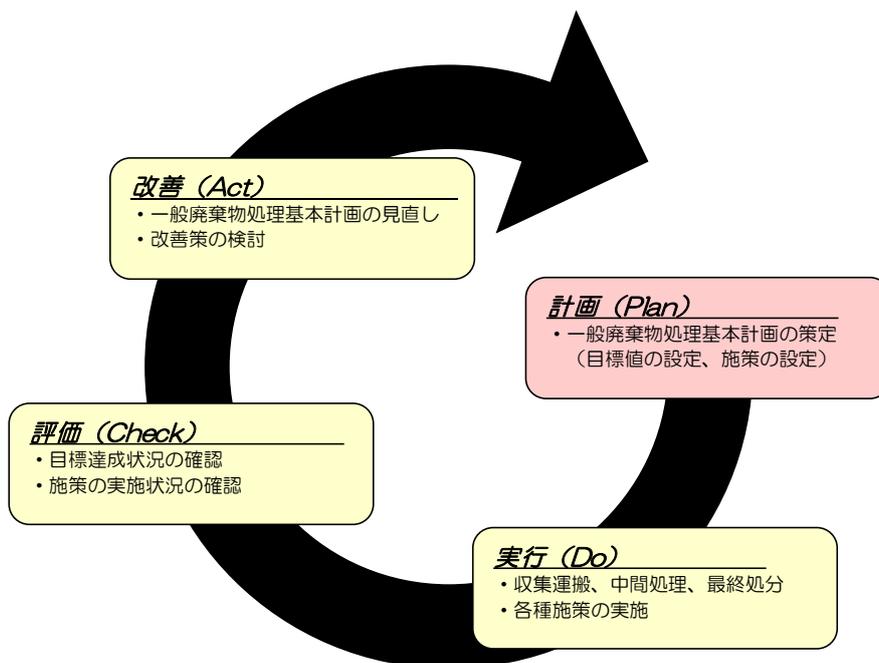


図 3 本計画におけるPDCA サイクル(イメージ図)

※7 一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画に基づき毎年度定める計画であり、一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理等について、必要な事項を定めるものです。

第2章 地域の概況

第1節 自然環境

1. 位置と地勢

本町は、島根半島の北東約80kmの海上に位置し、隠岐諸島の中で最大の島であり、面積は、242.82km²です。

また、本町の北西約158kmには竹島があり、本町に属しています。

地勢は、ほぼ円形に近い火山島で、隠岐の最高峰大満寺山(608m)を中心に、500m級の山々が連なり、これを源に発する八尾川、重栖川、中村川流域に平地が開けています。島の周辺の海岸全域は、昭和38年に大山隠岐国立公園に指定され、雄大な海洋風景や急峻な山並等が風光明媚な景観を醸し出しています。

さらに、海岸は自然の良港に恵まれ、周辺の海域は、北からのリマン海流と南からの対馬海流の影響を受け、国内有数の好漁場となっています。

海路は、西郷港から本土へフェリーで約2時間25分、高速船で約1時間10分、空路は隠岐空港から出雲空港へ約25分、大阪(伊丹)空港へ約50分で結ばれています。

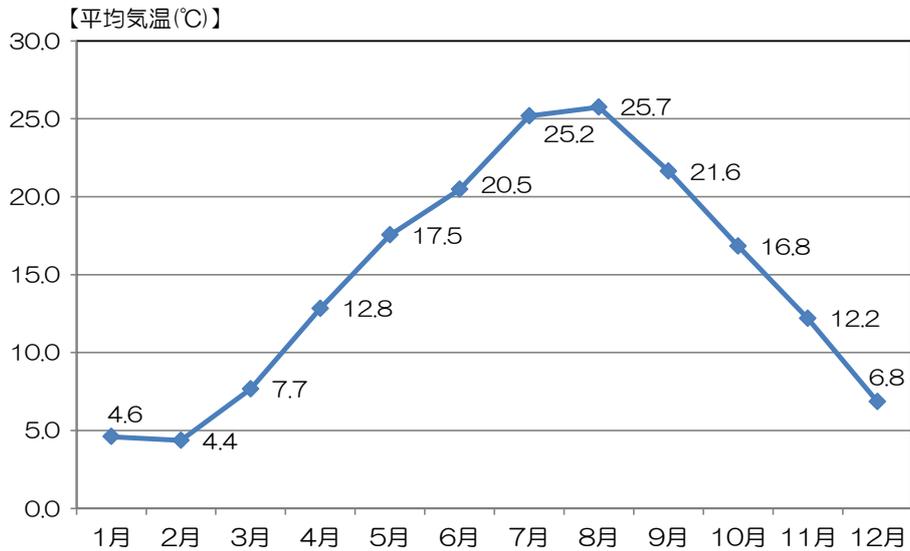


図4 本町の位置

2. 気候

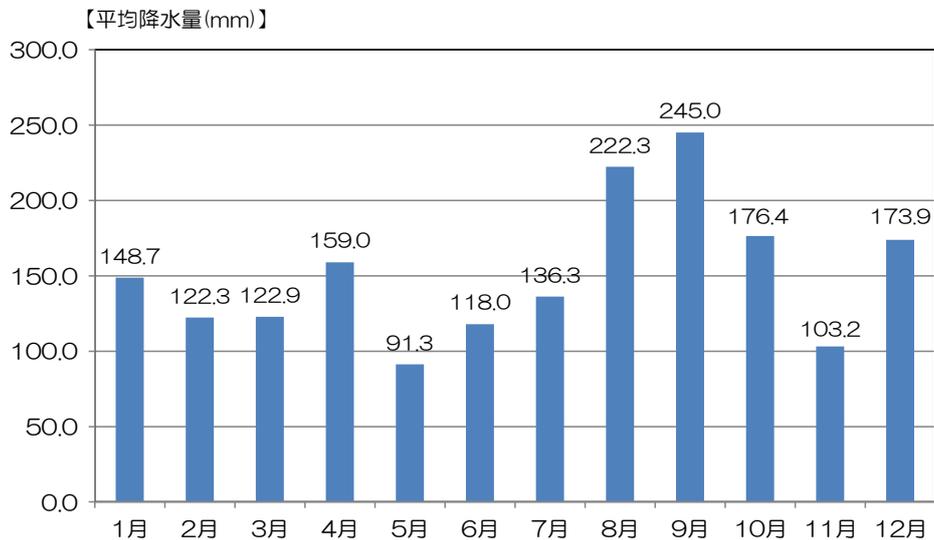
本町の気候は、近海を流れる対馬暖流の影響を受け、図 5、図 6 に示すとおり、夏、冬の気温差が小さい「暖冬涼夏」の恵まれた気候であり、日本海側気候に属するが、海洋性気候に近いという特徴があります。

本町の年間平均気温は 14.7℃であり、年間平均降水量は 1819.3mm となっています。



出典：気象庁 気象観測データ(平成 26 年～平成 30 年)

図 5 本町の過去 5 年間の平均気温(月別)



出典：気象庁 気象観測データ(平成 26 年～平成 30 年)

図 6 本町の過去 5 年間の平均降水量(月別)

3. 自然公園法等の指定状況

1) 自然公園法の指定地域

本町内では大山隠岐国立公園として町内のほぼ全域が指定されています。
また、主な景勝地は図 7 のとおりとなります。



出典：島根県ホームページ

図 7 本町内の主な景勝地



出典：島根県ホームページ

図 8 島根県立自然公園

2) 湖沼水質保全法の指定地域

島根県では、湖沼水質保全法に基づく湖沼として、穴道湖、中海を指定しています。
本町内には、湖沼水質保全法に基づいて指定されている湖沼はありません。

第2節 社会環境

1. 人口動態等

1) 人口動態

平成26年から平成30年における本町の人口は、図9に示すとおり、減少傾向を示しています。

なお、各年の人口は、10月1日時点の人口です。

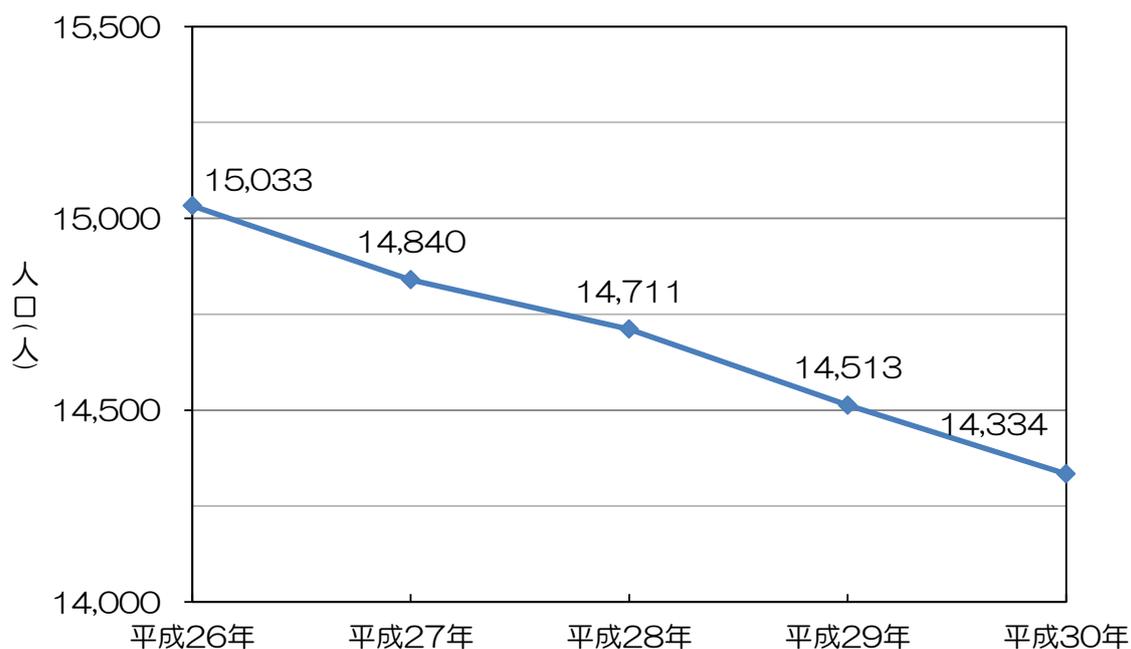
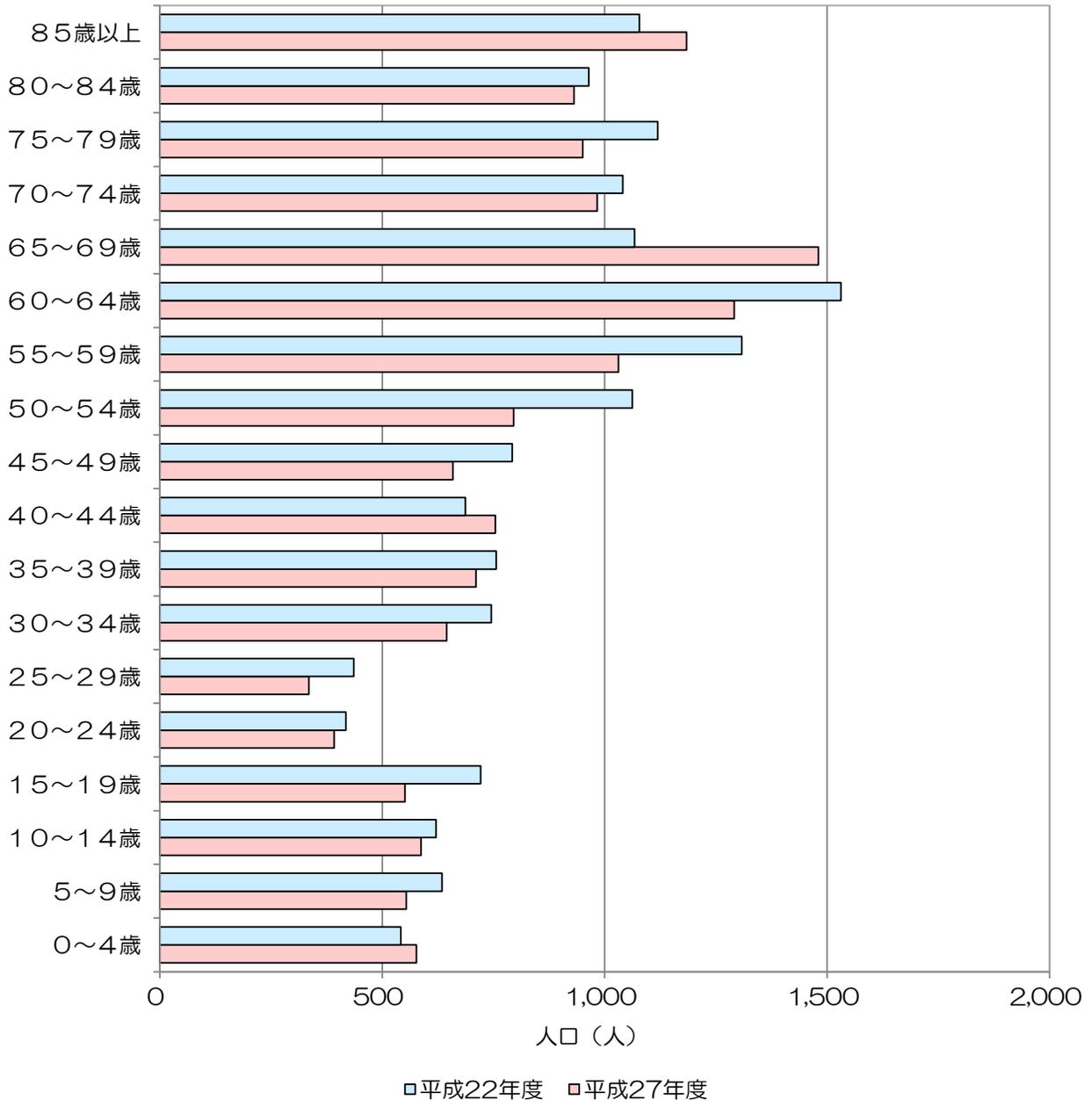


図9 人口の推移

2) 年齢別人口推移

平成 22 年度及び平成 27 年度における本町の年齢別人口の推移について、人口が増加している年齢は、「0 歳～4 歳」、「40 歳～44 歳」、「65 歳～69 歳」、「85 歳以上」となっており、特に「65 歳～69 歳」については、400 人以上増加しています。

また、65 歳以上の高齢化率に目を向けると、平成 22 年度は約 34%、平成 27 年度は約 38%となっており、増加傾向を示しています。



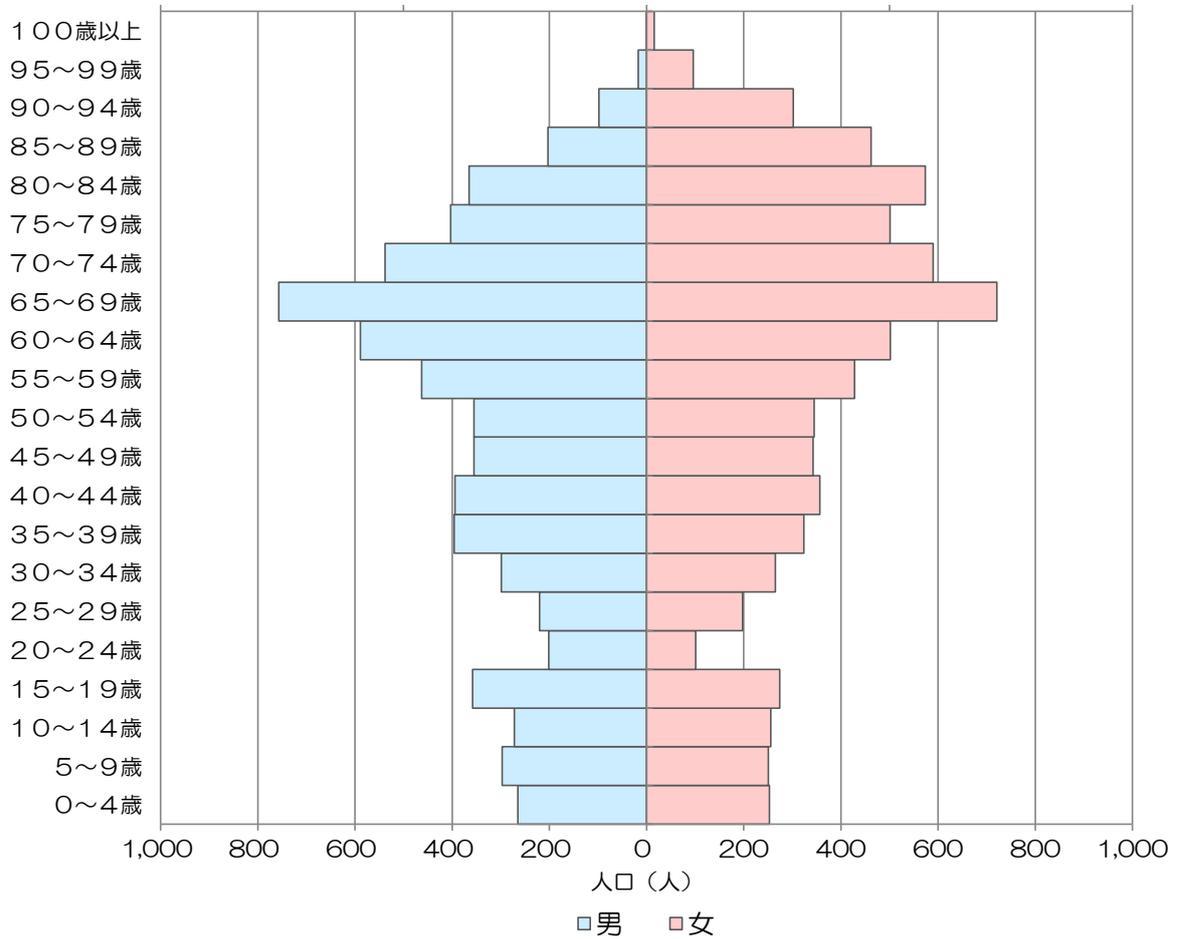
※年齢不詳は含みません

出典：国勢調査

図 10 年齢別人口の推移

3) 人口ピラミッド

平成30年度における本町の人口ピラミッドは、図 11 に示すとおり、若年層の割合が小さく、高齢者の割合が大きい少子高齢化の状態にあります。



出典：しまね統計情報データベース

図 11 平成 30 年度における人口ピラミッド

2. 産業

1) 産業構造

平成 21 年度及び平成 26 年度における本町の産業構造は、表 1 に示すとおり、第 3 次産業が最も多く、平成 26 年度においては、総事業所数の 78.9%、総従業者数の 76.5%を占めています。

また、全体の傾向に目を向けると、総事業所数及び総従業者数ともに、減少傾向を示しています。

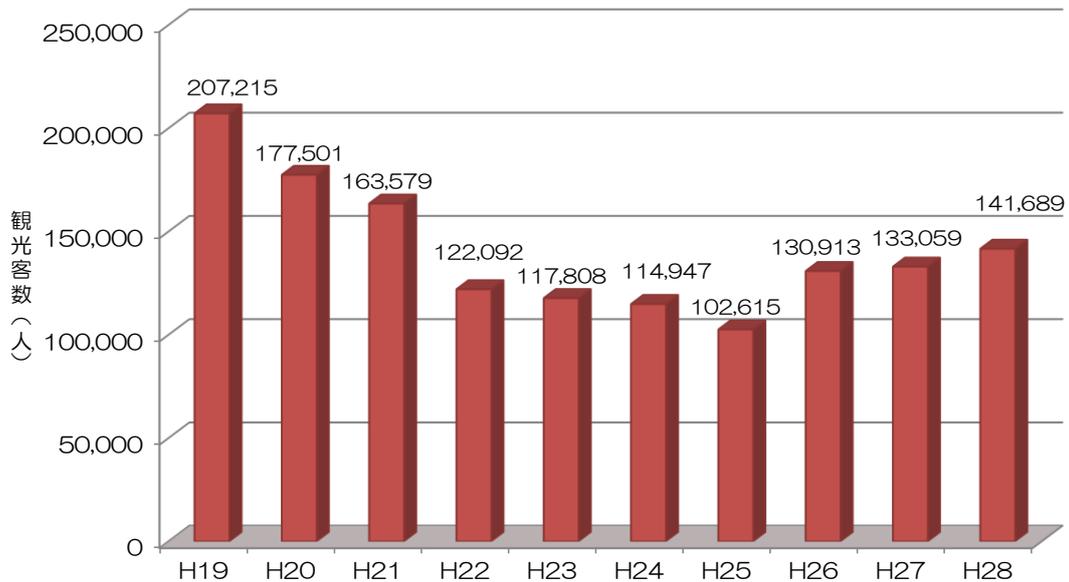
表 1 産業構造

項 目			平成 21 年度	平成 26 年度
総事業所数(事業所)			1,210	1,073
総従業員数(人)			7,389	6,455
第 1 次	事業所	事業所数(事業所)	23	21
		構成比(%)	1.9	2.0
	従業者	従業者数(人)	368	368
		構成比(%)	5.0	5.7
第 2 次	事業所	事業所数(事業所)	235	205
		構成比(%)	19.4	19.1
	従業者	従業者数(人)	1,425	1,146
		構成比(%)	19.3	17.8
第 3 次	事業所	事業所数(事業所)	952	847
		構成比(%)	78.7	78.9
	従業者	従業者数(人)	5,596	4,941
		構成比(%)	75.7	76.5

出典：経済センサス基礎調査

2) 観光

平成 19 年度から平成 28 年度における本町の観光客の推移は、図 12 に示すとおり、平成 25 年度までは景気の悪化や海外旅行の低価格化などによって国内旅行が低迷し、減少傾向を示していましたが、平成 25 年度に世界ジオパークの認定を受けたことや、誘客促進、観光振興事業の展開による成果により、平成 26 年度以降は、増加傾向に転じています。



出典：島根県統計書

図 12 観光客の推移(年別)

第3節 土地利用

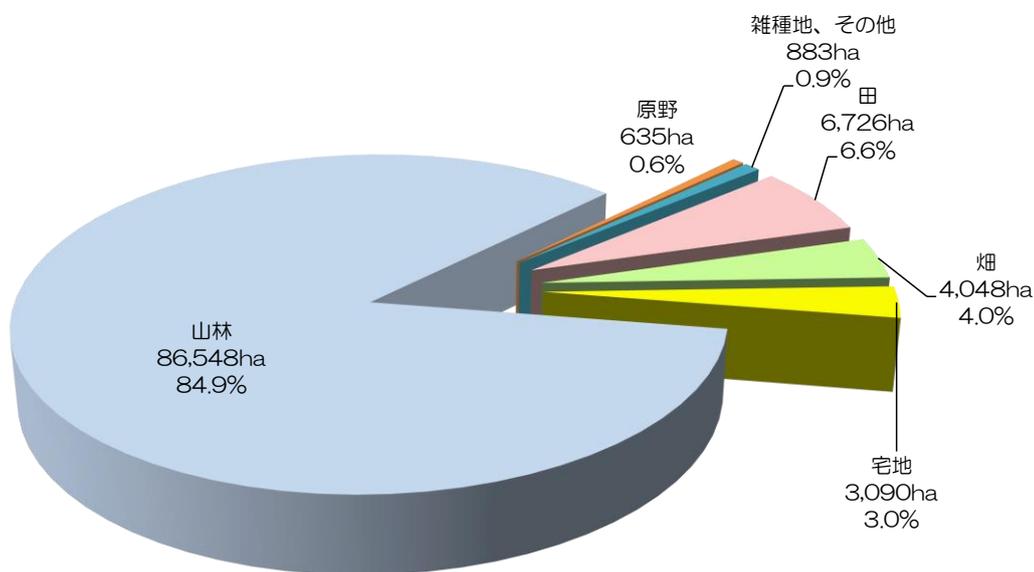
1. 土地利用状況

平成24年度から平成28年度における本町の土地利用状況は、表2、図13に示すとおり、本町の大部分の土地は山林となっています。

直近の平成28年度における土地利用状況では、山林が約84.9%と最も高く、田が約6.6%、畑が約4.0%、宅地が3.0%、原野が0.6%、雑種地・その他が0.9%と続いています。

表2 土地利用状況

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
	ha	ha	ha	ha	ha	割合(%)
合計	100,993.3	100,906.7	101,178.7	101,827.9	101,961.7	
田	6,841.0	6,806.0	6,785.0	6,753.1	6,725.7	6.6
畑	4,220.0	4,183.2	4,173.4	4,168.7	4,047.6	4.0
宅地	3,108.3	3,096.4	3,109.2	3,098.9	3,089.6	3.0
池沼	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	0.0
山林	85,282.4	85,257.2	85,555.4	86,231.8	86,547.5	84.9
牧場	0.0	0.0	0.0	17.9	25.6	0.0
原野	617.2	624.7	625.7	633.6	635.2	0.6
雑種地、その他	917.2	931.9	923.0	916.8	883.4	0.9



出典：島根県統計書

図13 平成28年度における土地利用状況

第4節 水環境

1. 本町の水環境

1) 公共用水域における水環境

本町では、公共用水域(河川、海域)について、水質検査を行っています。ここで、人口が密集する水域である宇屋川について、図 14 に水質測定地点、表 3(p.16 参照)に平成 30 年度の水質測定結果を示します。

また、宇屋川には、環境基準の類型(その地点にあてはめる基準値)がないため、基準値を記載していませんが、水質測定結果は類型(AA~E)のうち、B 類型を満足しています。

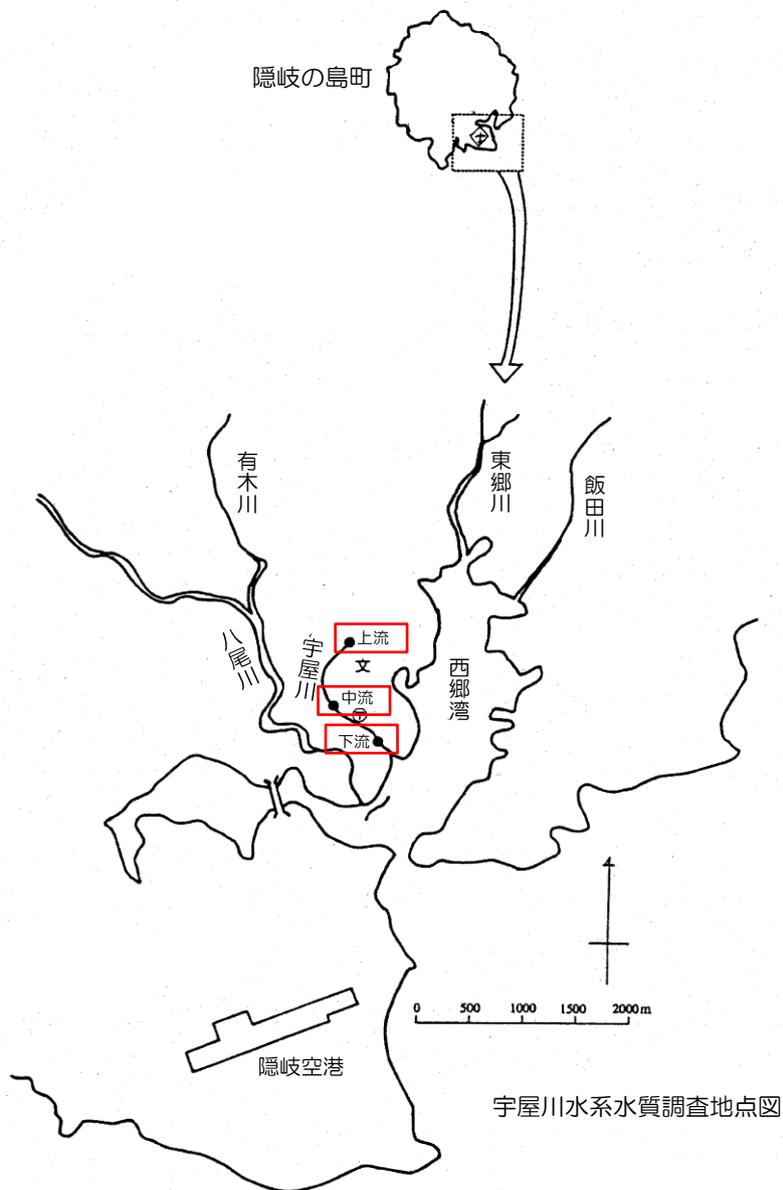


図 14 水質検査の測定地点

表 3 水質測定結果(平成 30 年度)

水域名			宇屋川			参考値 (B 類型 ^{※8})
測定地点			上流	中流	下流	-
測定項目	単位	採取日	-	-	-	-
気温	℃	5月14日	17.0	17.0	17.0	-
		9月10日	20.0	20.0	20.0	
水温	℃	5月14日	18.0	19.0	19.0	-
		9月10日	21.0	21.0	21.0	
水素イオン濃度 ^{※9} (pH)	-	5月14日	7.4	7.6	7.4	6.5~8.5
		9月10日	7.7	8.0	7.8	
生物化学的酸素要求量 ^{※10} (BOD)	mg/l	5月14日	1.6	2.2	1.8	3以下
		9月10日	0.7	1.0	1.4	
浮遊物質量 ^{※11} (SS)	mg/l	5月14日	2.2	4.6	3.4	25以下
		9月10日	1.8	2.2	1.8	
全窒素 ^{※12} (T-N)	mg/l	5月14日	1.30	1.60	1.56	-
		9月10日	1.47	1.80	1.74	
全リン ^{※13} (T-P)	mg/l	5月14日	0.053	0.072	0.072	-
		9月10日	0.032	0.077	0.093	

※8 環境基準の類型

生活環境の保全に関して、公共用水域の水域利用目的、水質汚濁の状況などを考慮して指定される水質の指標であり、AA~Eの各類型について、基準値が設定されています。また、B類型を満たす水域は、サケやアユ等の生育に適した環境であることを示します。

※9 水素イオン濃度(pH)

水の性質を表す指標であり、pH7が中性、7より大きいとアルカリ性、小さいと酸性を表します。

※10 生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物等を微生物が分解する時に消費する酸素量を表します。BODが高いほど水は汚れており、清水域に生息するイワナやヤマメはBOD2mg/l以下の環境を必要とします。

※11 浮遊物質量(SS)

水中に存在する直径2mm以下の不溶性物質の量を指します。水質汚染の原因物質であり、SSが高い場合、魚類の生育や植物の光合成に悪影響を与えます。

※12 全窒素(T-N)

水中の窒素化合物の濃度を表します。T-N濃度が高いと水質が悪化し、海域における富栄養化の原因となります。

※13 全リン(T-P)

水中のリン化合物の濃度を表します。T-P濃度が高いと水質が悪化し、海域における富栄養化の原因となります。

2) 流域の水道資源

本町の浄水施設、水道水源等は以下のとおりです。

表 4 本町の浄水施設、水道水源等

浄水場名	原水の種類
池田浄水場(池田水源系)	浅井戸
池田浄水場(原田水源系)	浅井戸
池田浄水場(銚子ダム系)	表流水(ダム放流)
加茂浄水場	池田浄水場から導水
東郷浄水場	浅井戸
有木浄水場	浅井戸
大久浄水場	浅井戸
犬来浄水場	湧水
釜浄水場	犬来浄水場から導水
都万目浄水場	表流水
近石浄水場	池田浄水場から導水
皆市浄水場	湧水
中村浄水場	浅井戸
伊後浄水場	表流水
上里浄水場	ダム・伏流水
歌木浄水場	池田浄水場から導水
那久浄水場	深井戸
油井浄水場	浅井戸
大津久浄水場	表流水
千田浄水場	ダム・伏流水
山田浄水場	深井戸
久見浄水場	浅井戸
代浄水場	深井戸
福浦浄水場	表流水
長尾田浄水場	表流水
向ヶ丘浄水場	湧水
布施浄水場	浅井戸
卯敷浄水場	浅井戸
飯美浄水場	浅井戸

出典：平成 31 年 隠岐の島町水質検査計画書

第5節 生活環境

1. 上水道の整備状況

本町の上水道は、安全な飲料水の安定供給のために概ね全域で整備されており、その普及率は99.85%です。

表 5 上水道の普及率

行政区域内人口(人)	14,116
計画給水人口(人)	13,900
現在給水人口(人)	14,095
普及率(%)	99.85

※平成31年3月31日現在

出典：平成31年度隠岐の島町水質検査計画書より一部改変

2. 下水道の整備状況

本町では、公共下水道、農業集落排水整備事業^{※14}、漁業集落排水整備事業^{※14}、合併処理浄化槽及びコミュニティプラント^{※15}により汚水処理を進めており、平成30年度の汚水処理施設整備人口は、9,320人、汚水処理人口普及率(=汚水処理施設整備済人口/行政人口)は66.0%です。

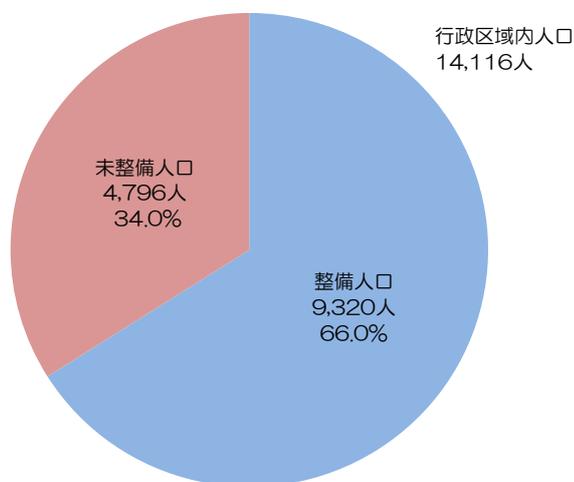


図 15 汚水処理施設整備状況(平成30年度)

※14 集落排水施設整備事業

集落排水施設とは、集落内のし尿と生活雑排水(台所、洗濯、風呂等からの排水)を併せて処理する小規模な施設であり、一施設で数集落の汚水処理をまとめて行います。なお、本町では農業集落及び漁業集落について、集落排水施設の整備が行われています。

※15 コミュニティプラント

廃棄物処理法第6条第1項により定められた「市町村の定める一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置したし尿処理施設であり、対象の住宅から排水管で集められたし尿と生活雑排水を併せて処理する施設です。

第3章 生活排水処理の実態と課題

第1節 生活排水処理の流れ

現在、浄化槽汚泥及び収集されたし尿は、し尿処理施設(島後クリーンセンター)に搬入され、処理されます。処理過程で発生する汚水は高度処理後の処理水を放流し、脱水汚泥^{※16}は堆肥化後に普通肥料「ハイクリーンおき」として、業者に委託し、販売しています。

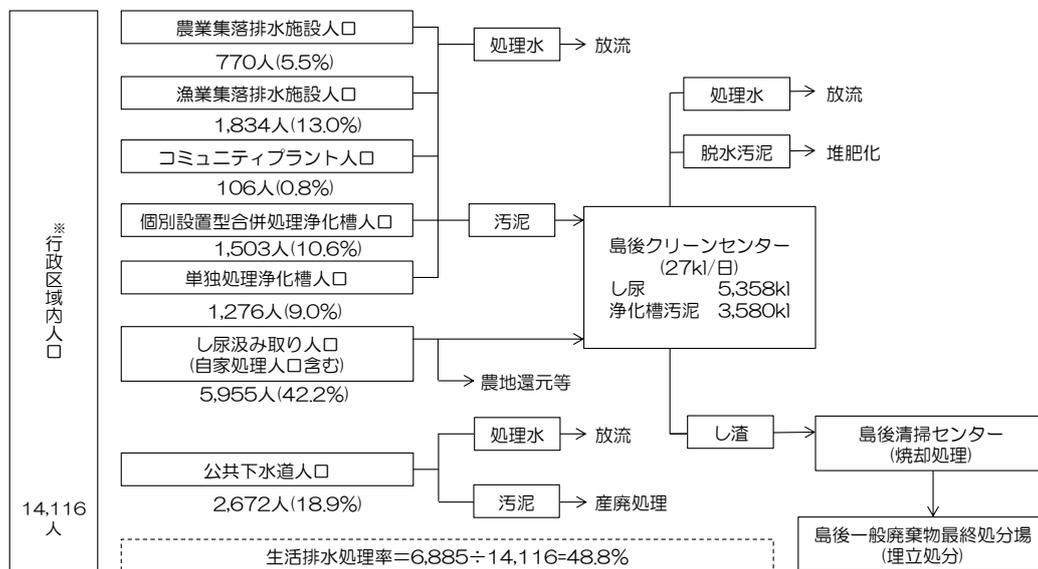
またし渣^{※17}は、島後清掃センターで焼却処理後、島後一般廃棄物最終処分場にて埋立処分しています。

第2節 生活排水処理の実態

本町から排出される生活排水の処理人口で最も多いものが、し尿汲み取り人口(自家処理含む)となっており、全体の42.2%(平成30年度、処理人口ベース、以下同様)を占めています。トイレの排水のみ処理を行う単独処理浄化槽は全体の9.0%を占めており、生活排水も併せて処理を行う合併処理浄化槽は、全体の29.9%となっています。

合併処理浄化槽には、奥津戸処理区のコミュニティプラントや、加茂処理区などの漁業集落排水施設、都万処理区の農業集落排水施設と個人住宅などに設置される個別設置型合併処理浄化槽があります。

なお、浄化槽法の改正(平成13年4月)により、今後さらに単独処理浄化槽は減少すると見込まれます。福浦処理区や卯敷処理区などで整備済みの公共下水道への接続世帯は、全体の18.9%となっていますが、平成21年度より人口の約7割が集中する西郷処理区、平成30年度より五箇処理区公共下水道が順次供用開始されています。



※行政区内人口は、住民基本台帳(平成31年3月31日付、外国人登録人口含む)の人口

図 16 生活排水処理の実態(平成30年度)

※16 脱水汚泥

し尿及び浄化槽汚泥を脱水した後に残る固形物を指します。

※17 し渣

収集し尿に混入している紙、布等のごみを指します。

第3節 生活排水処理の実績

1. 生活排水処理人口の推移

本町の生活排水処理形態別人口について、集落排水施設人口・し尿汲み取り人口は年々減少傾向であり、コミュニティプラント人口・合併処理浄化槽人口はわずかに減少傾向にあります。

また、公共下水道人口は年々増加傾向にあります。

表 6 本町の生活排水処理形態別人口の推移

項目	(年度)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
行政区域内人口	(人)	15,343	15,194	15,038	14,901	14,654	14,550	14,337	14,116
計画処理区域内人口	(人)	15,343	15,194	15,038	14,901	14,654	14,550	14,337	14,116
生活排水処理人口	(人)	5,689	6,018	6,204	6,450	6,574	6,630	6,613	6,885
公共下水道	(人)	1,159	1,552	1,815	2,000	2,174	2,281	2,436	2,672
農業集落排水施設	(人)	884	864	846	834	814	817	785	770
漁業集落排水施設	(人)	1,905	1,875	1,853	1,949	1,926	1,889	1,840	1,834
コミュニティプラント	(人)	118	113	113	118	105	104	102	106
個別設置型合併処理浄化槽	(人)	1,623	1,614	1,577	1,549	1,555	1,539	1,450	1,503
生活排水未処理人口	(人)	9,654	9,176	8,834	8,451	8,080	7,920	7,724	7,231
単独処理浄化槽	(人)	1,499	1,430	1,397	1,363	1,328	1,298	1,265	1,276
し尿汲み取り(自家処理含む)	(人)	8,155	7,746	7,437	7,088	6,752	6,622	6,459	5,955
生活排水処理率	(%)	37.1	39.6	41.3	43.3	44.9	45.6	46.1	48.8

※生活排水未処理人口＝行政人口－生活排水処理人口

※生活排水処理率＝生活排水処理人口÷行政区域内人口×100

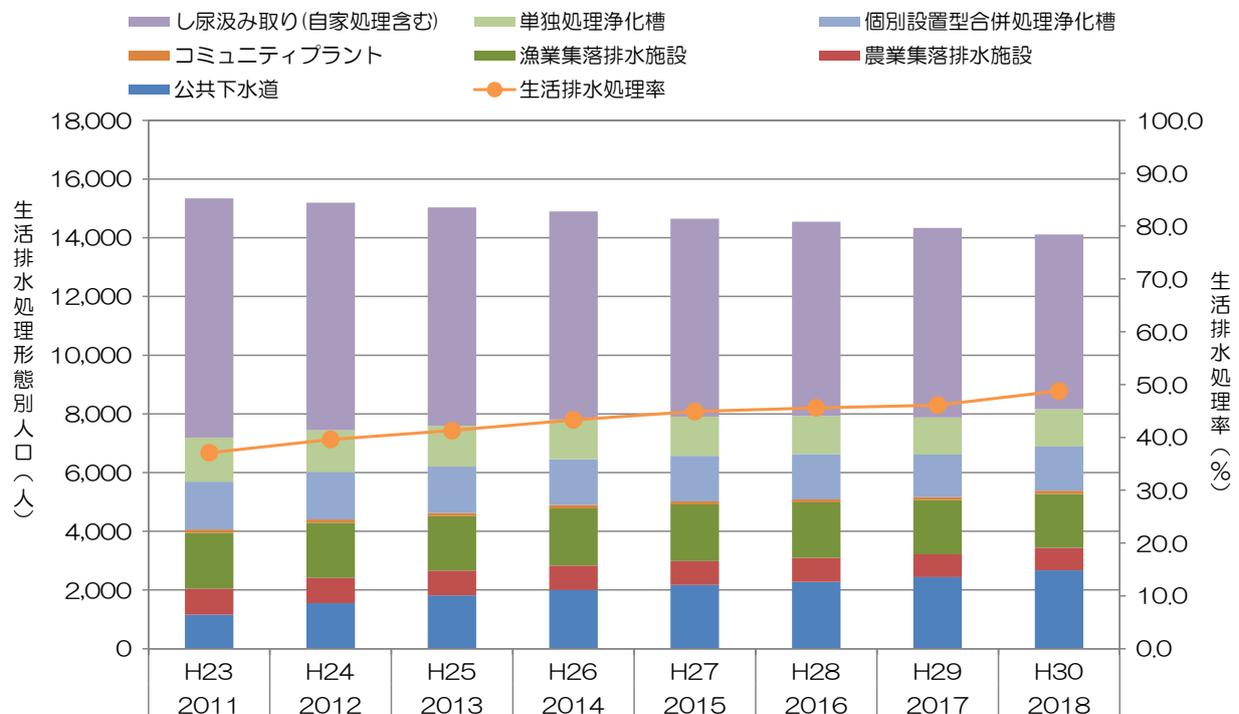


図 17 本町の生活排水処理形態別人口の推移

2. し尿・浄化槽汚泥排出量の推移

本町のし尿・浄化槽汚泥排出量は、表 7、図 18 のとおりであり、計画処理区域内人口の減少に伴い、し尿・浄化槽汚泥の排出量は減少傾向にあります。

一人一日当たりのし尿量は、簡易水洗便所の普及等により増加傾向にありますが、この増加割合よりし尿収集人口の減少割合の方が大きいため、し尿量は減少しています。

また、一人一日当たりの浄化槽汚泥量は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え等により平成 23 年度から平成 27 年度にかけて増加傾向にありましたが、維持管理の適正化及び平成 30 年度からの汚泥濃縮車の導入により、近年は減少傾向にあります。

表 7 本町のし尿・浄化槽汚泥量

項目	(年度)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
し尿量	(kl/年)	6,335	6,048	5,880	5,710	5,680	5,672	5,484	5,358
	(kl/日)	17.31	16.57	16.11	15.64	15.52	15.54	15.02	14.68
	(l/人日)	2.12	2.14	2.17	2.21	2.30	2.35	2.33	2.47
浄化槽汚泥量	(kl/年)	4,694	4,888	4,523	4,721	4,906	4,406	3,924	3,580
	(kl/日)	12.86	13.39	12.39	12.93	13.44	12.07	10.75	9.81
	(l/人日)	2.13	2.27	2.14	2.23	2.34	2.14	1.98	1.79
合計	(kl/年)	11,029	10,936	10,403	10,431	10,586	10,078	9,408	8,938
	(kl/日)	30.13	29.96	28.50	28.58	28.92	27.61	25.78	24.49

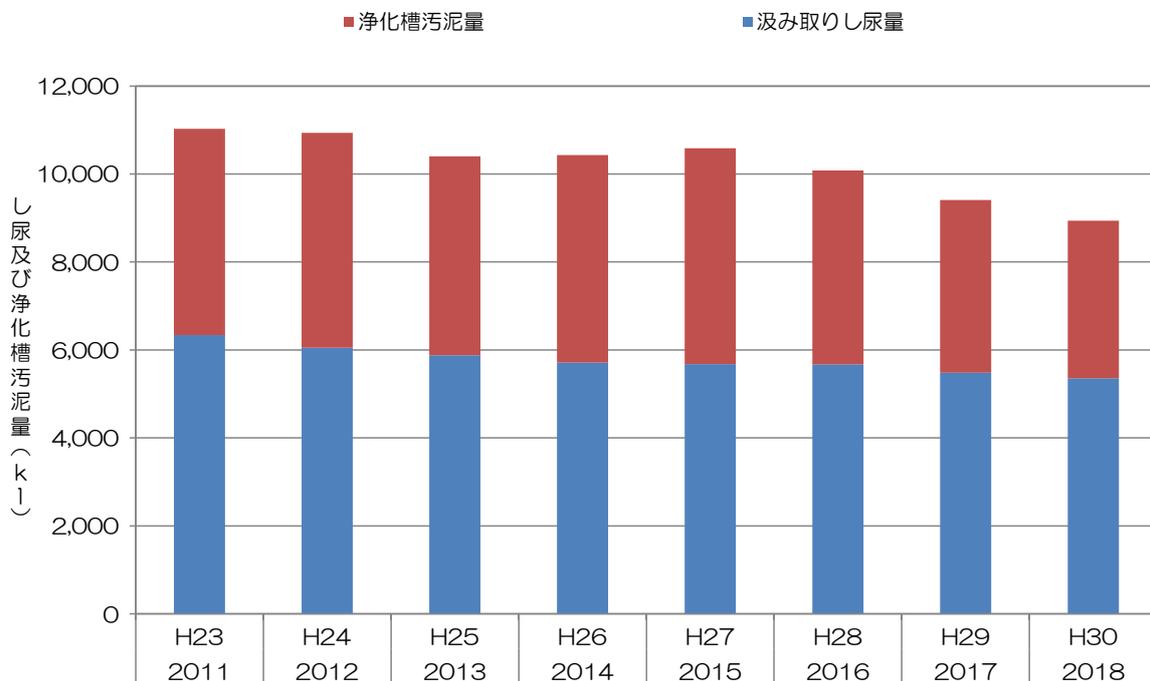


図 18 し尿・浄化槽汚泥の推移

第4節 し尿・浄化槽汚泥の処理システム

本町におけるし尿・浄化槽汚泥の収集は許可業者により行われており、収集されたし尿及び回収された浄化槽汚泥は、し尿処理施設(島後クリーンセンター)にて適正処理されています。

また、し渣については、島後清掃センターで焼却処理後、島後一般廃棄物最終処分場にて埋立処分されています。

汚泥処理施設共同整備事業(MICS 事業)を開始する令和3年度以降は、現行の収集・運搬体制を維持しますが、収集されたし尿・浄化槽汚泥の処理については、西郷浄化センター内の汚泥共同処理施設でも行い、令和4年度以降は島後クリーンセンターを廃止し、一括して行う予定です。

表 8 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬方法(令和元年度)

区分	主体	収集頻度
し尿	許可業者	随時
浄化槽汚泥	許可業者	随時

表 9 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬機材(令和元年度)

区分	台数	総積載量
バキューム車(4.0t)	5台	18.0kl
汚泥濃縮車	1台	3.0kl
バキューム車(3.0t)	1台	2.7kl
バキューム車(2.0t)	2台	3.6kl
合計	9台	27.3kl

表 10 し尿処理施設の概要(令和3年度まで稼働予定)

施設名称	島後クリーンセンター
所在地	島根県隠岐郡隠岐の島町加茂 11 番
処理対象物	し尿及び浄化槽汚泥
処理方式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理+資源化設備
処理能力	27kl/日(し尿 21kl+浄化槽汚泥 6kl)
竣工	昭和 63 年 3 月(資源化設備については平成 12 年 2 月)

表 11 汚泥共同処理施設の概要(令和3年度より供用開始予定)

施設名称	西郷浄化センター
所在地	島根県隠岐郡隠岐の島町下西 56-3
処理対象物	し尿及び浄化槽汚泥
処理方式	オキシデーションディッチ法(プロペラ散気方法)
処理能力	汚泥：39.9m ³ /日、固形物：588.7kg/日
竣工	令和 2 年度予定

第5節 生活排水処理施設の整備概況

1. 合併処理浄化槽

本町に整備されている合併処理浄化槽は、個別設置型合併処理浄化槽、コミュニティプラント、農業集落排水施設、漁業集落排水施設の4つに分類されます。

また、個別設置型合併処理浄化槽は、小型合併処理浄化槽(個人設置型)、市町村設置型合併処理浄化槽の2つに分類されます。

1) 個別設置型合併処理浄化槽

(1) 小型合併処理浄化槽(個人設置型)

小型合併処理浄化槽(個人設置型)は、平成9年度から平成30年度まで補助制度を活用した設置整備事業が行われていました。平成30年度末時点では処理人口493人、設置基数238基が設置されています。

なお、小型合併処理浄化槽(個人設置型)の整備は、集合処理区域内で下水道の利用に相当年数かかる家屋について行い、設置後の維持管理は設置者個人で行います。

表 12 合併処理浄化槽の整備実績(浄化槽設置整備事業)

項目	(年度)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
基数	(基)	248	247	249	244	246	249	245	238
処理人口	(人)	529	523	523	510	508	509	494	493

※設置基数は累積

(2) 市町村設置型合併処理浄化槽

市町村設置型合併処理浄化槽は、平成15年度より設置整備事業が行われています。設置基数は、平成30年度末時点で179基が設置されています。

また、市町村設置型合併処理浄化槽の整備は、集合処理が地理的に困難な家屋について行い、設置後の維持管理は町が実施します。

なお、本町の市町村設置型合併処理浄化槽の整備区域は、図 19(p.26 参照)のとおりです。

表 13 合併処理浄化槽の整備実績(浄化槽市町村整備推進事業)

項目	(年度)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
基数	(基)	124	134	141	148	160	162	168	179
処理人口	(人)	265	284	296	309	331	331	339	370

※設置基数は累積

2) コミュニティプラント

コミュニティプラントは、都万地区(奥津戸)において平成 12 年度より供用されており、汚泥等は本町のし尿処理施設(島後クリーンセンター)に搬入されています。

表 14 コミュニティプラント設置整備事業計画の概要と現況

処理区名	事業計画の概要		現況(平成 31 年 3 月末)	
	面積(ha)	計画人口(人)	戸数(戸)	人口(人)
奥津戸処理区	4.6	165	42	106

3) 農業集落排水施設

農業集落排水施設は、都万地区(都万)において平成 15 年度から供用されており、処理後の残渣(汚泥等)は本町のし尿処理施設(島後クリーンセンター)に搬入されています。

表 15 農業集落排水施設整備事業計画の概要と現況

処理区名	事業計画の概要		現況(平成 31 年 3 月末)	
	面積(ha)	計画人口(人)	戸数(戸)	人口(人)
都万処理区	42.0	1,137	361	790

4) 漁業集落排水施設

漁業集落排水施設は西郷地区(加茂、今津、犬来、岸浜、箕浦、大久)、布施地区(布施)、五箇地区(久見)、都万地区(津戸、蛸木、那久、油井)において供用されており、汚泥等は本町のし尿処理施設(島後クリーンセンター)に搬入されています。

また、中村処理区については、今後整備予定であり、順次供用開始される予定です。

なお、本町の地区ごとの処理区の種類は、表 17(p.25 参照)のとおりです。

表 16 漁業集落排水施設整備事業計画の概要と現況

処理区名	事業計画の概要		現況(平成 31 年 3 月末)	
	面積(ha)	計画人口(人)	戸数(戸)	人口(人)
加茂処理区	13.0	540	164	339
今津処理区	12.1	336	133	264
犬来处理区	5.7	160	53	126
岸浜処理区	0.9	50	16	32
箕浦処理区	2.3	100	40	81
大久処理区	9.0	300	107	200
布施処理区	8.0	360	127	221
久見処理区	6.0	186	61	102
津戸処理区	3.0	265	74	165
蛸木処理区	5.5	268	76	183
那久処理区	8.0	304	101	197
油井処理区	3.5	99	42	71
中村処理区	24.0	830	327	640

表 17 各処理区の種類(漁業集落排水施設)

地区	西郷	布施	五箇	都万
処理区	加茂 今津 犬来 岸浜 箕浦 大久 中村	布施	久見	津戸 蛸木 那久 油井

2. 公共下水道

本町に整備されている公共下水道は、西郷地区(西郷)、布施地区(卯敷、飯美)及び五箇地区(五箇、福浦)において供用されており、西郷処理区・五箇処理区においては、現在、計画的に整備を進めています。

また、本町の公共下水道の整備区域は、図 20(p.27 参照)のとおりです。

なお、本町の地区ごとの処理区の種類は、表 19 のとおりです。

表 18 公共下水道事業計画の概要と現況

処理区名	事業計画の概要		現況(平成 31 年 3 月末)	
	面積(ha)	計画人口(人)	戸数(戸)	人口(人)
西郷処理区	253.0	7,490	2,181	4,516
卯敷処理区	4.0	60	36	67
飯美処理区	3.0	45	28	49
五箇処理区	54.3	940	125	259
福浦処理区	1.6	45	22	49

表 19 各処理区の種類(公共下水道)

地区	西郷	布施	五箇	都万
処理区	西郷	飯美 卯敷	五箇 福浦	-

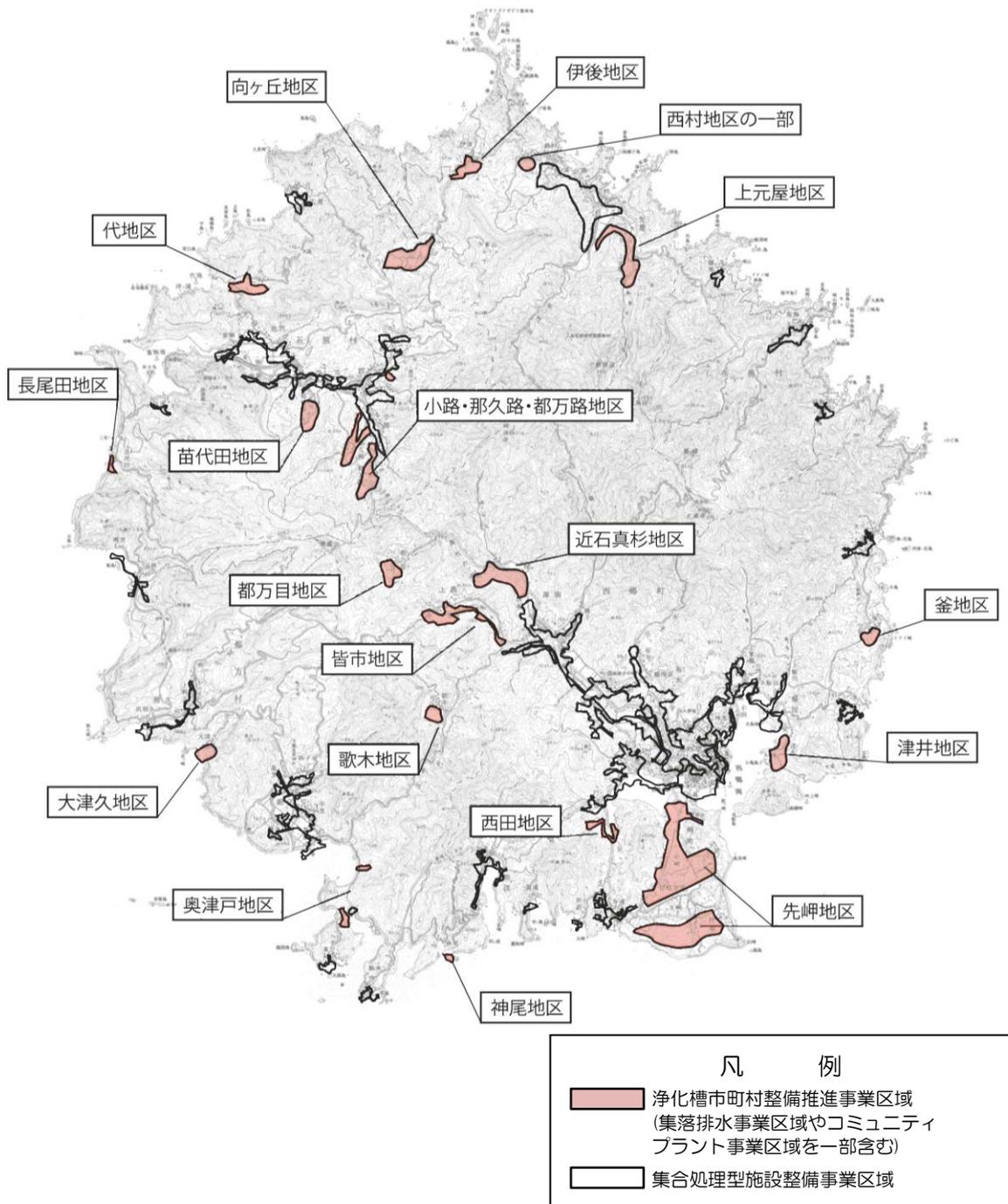
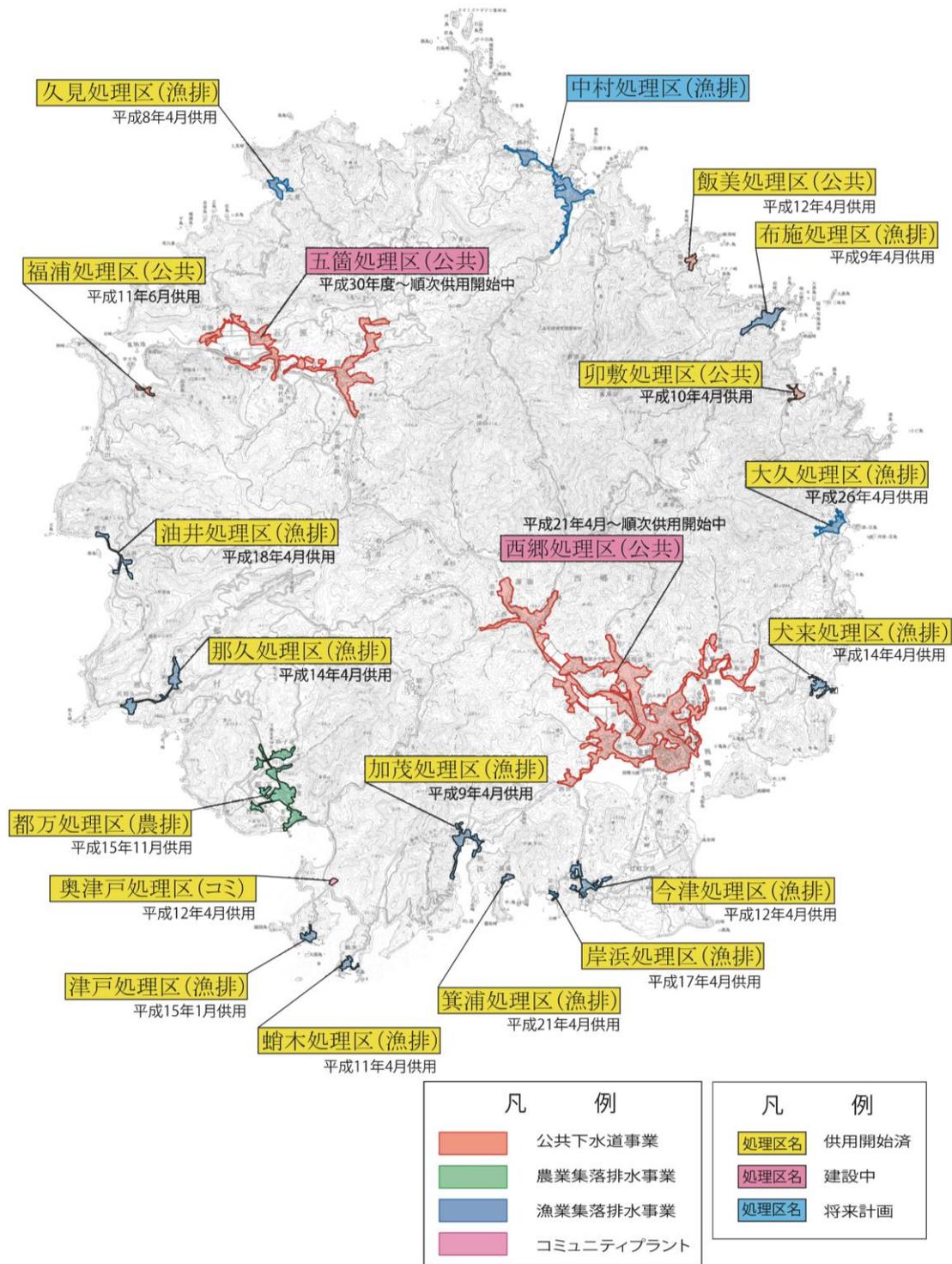


図 19 本町の浄化槽市町村整備推進事業箇所図(平成 30 年 3 月 1 日現在)



※順次供用開始中：西郷・五箇処理区
 ※今後整備予定：中村処理区
 ※整備済み：その他処理区

図 20 本町の下水道整備状況(平成 31 年 4 月 1 日現在)

第6節 し尿処理財政の実績

本町におけるし尿処理経費は、平成21年度から平成30年度において52,468～92,623千円と変動が大きく、し尿・浄化槽汚泥量の減少に伴い、処理単価は増加傾向にあります。

また、その要因として、下水道の普及によるし尿及び浄化槽汚泥処理世帯数の減少が挙げられます。

なお、平成30年度一般会計決算額に占めるし尿処理経費の割合は、0.5%です。

表 20 し尿処理に要する経費等の推移

年度	一般会計決算額 (千円)	し尿処理経費 (千円)	し尿処理経費の 占める割合(%)	し尿等処理量 (kl/年)	処理単価 (円/kl)
H21	15,957,821	68,309	0.4	11,410	5,987
H22	16,899,646	75,443	0.4	11,546	6,534
H23	17,802,731	52,468	0.3	11,029	4,757
H24	15,189,221	79,350	0.5	10,936	7,256
H25	16,009,709	74,229	0.5	10,403	7,135
H26	15,161,996	88,543	0.6	10,431	8,488
H27	14,548,568	74,572	0.5	10,586	7,044
H28	14,923,403	92,623	0.6	10,078	9,191
H29	16,891,287	89,273	0.5	9,408	9,489
H30	15,800,069	85,068	0.5	8,938	9,518

第7節 生活排水処理の問題点・課題

1. 集合処理型施設の整備推進

1) 公共下水道

現在、町内 5 処理区で公共下水道が供用を開始しています。本町の人口の約 7 割が集中する西郷処理区では、処理面積 253.0ha を対象に、終末処理場の位置を下西地区として、処理区域内計法定住人口 7,490 人、最大計画汚水量 3,890m³/日の全体計画にて、平成 21 年度より一部供用開始されています。

また、五箇処理区では、処理面積 54.3ha を対象に、終末処理場の位置を南方瀬崎地区として、処理区域内計法定住人口 940 人、最大計画汚水量 520m³/日の全体計画にて、平成 30 年度より一部供用開始されています。

今後も引き続き、町民の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を行うためにも早急に整備を進めますが、同時に今後の人口減少や高齢化の進行も考慮しながら、随時計画を見直すことも求められます。

2) 漁業集落排水施設の整備推進

現在、町内 12 処理区で漁業集落排水施設の整備が完了しており、今後、中村処理区が供用開始される予定です。公共下水道等整備と同様に、町民の生活環境の改善及び水環境への汚濁負荷の軽減を行うため、本町の事業計画に基づく効率的な整備を進めていくことが重要です。

2. 個別処理施設の整備推進

本町の事業計画に基づき、集合処理型施設と併せた効率的な汚水処理ができるよう、市町村設置型合併処理浄化槽の整備を推進する必要があります。

3. 生活排水処理対策の啓発

水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について、広く町民に啓発し、また、発生源(台所等)における汚濁負荷削減対策についても同様に啓発を行っていく必要があります。

4. 集合処理型施設への接続促進

本町の平成 30 年度における生活排水処理率は 48.8%(個別設置型合併処理浄化槽含む)であり、町民の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を行うため、効率的な集合処理型施設への接続を促進する必要があります。

5. し尿処理施設における適正処理

近年、本町のし尿・浄化槽汚泥量は減少傾向にあります。

令和3年度以降は西郷浄化センター内の汚泥共同処理施設にてし尿・浄化槽汚泥の処理を予定しているため、安定して処理できるよう、し尿・浄化槽汚泥の搬入量・質の平準化に努める必要があります。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の目標

1. 基本理念

本町の豊かな自然環境を守り、住みよい生活環境を創出していくためには、更なる公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図る必要があります、生活排水の適切な処理が必要不可欠です。

このようなことから、町全域において地域の特性に応じた効果的な生活排水処理方法を選択し、すべての町民の衛生的で快適な生活環境の創出と公共用水域の保全を目指します。

2. 基本方針

本計画の基本方針は、次のとおりとします。

基本方針 1：生活排水処理の促進

本町の平成 30 年度における生活排水処理率は 48.8%であり、町民の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を行うため、効率的な集合処理型施設への接続を推進します。

よって、生活排水処理率の向上のため、集合処理区域内の未接続世帯に対し、集合処理型施設への接続を促すとともに、計画中あるいは進行中の処理区についても整備され次第、早期接続の促進を図ります。

なお、集合処理区域外については、市町村設置型合併処理浄化槽の設置を推進します。

基本方針 2：生活排水処理施設の維持管理

生活排水の適正処理を行うため、老朽化した集合処理型施設の維持管理を計画的に実施します。

また、浄化槽を設置している町民、事業者に対し、浄化槽法に基づいた保守点検、清掃、法定検査の実施を啓発します。

なお、本町の平成 30 年度の浄化槽法に基づいた法定検査の受検率は 75.9%(平成 30 年度全国平均：43.1%)であり、今後も浄化槽の適正管理に努めます。

基本方針 3：町民・事業者・行政の協働

町民・事業者は生活排水による環境への影響を理解し、生活排水の適正処理を心掛けます。

また、行政は生活排水の適正処理に関する情報を提供し、適宜指導を行います。

3. 計画処理区域

本計画における計画処理区域は、本町全域とします。

4. 処理主体

本町における生活排水の処理主体は、表 21 のとおりです。

なお、令和3年度以降は、汚泥処理施設共同整備事業(MICS 事業)の開始に伴い、し尿及び生活雑排水の搬入先に汚泥共同処理施設を追加します。

表 21 本町の生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本町
農業集落排水施設		
漁業集落排水施設		
コミュニティプラント		
市町村設置型合併処理浄化槽		
個人設置型合併処理浄化槽		個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設(汚泥共同処理施設)	し尿及び浄化槽汚泥	本町

第2節 生活排水の処理計画

1. 処理の目標

本計画では、目標年次である令和11年度における生活排水処理率(生活排水処理人口÷行政区域内人口)を68.2%以上とすることを目標とします。

本計画では平成23年から平成30年度までの処理率の推移及び、今後の事業計画に基づき目標値を設定しました。

また、本町では、今後の公共下水道整備の進捗に合わせて、各戸の水洗化を促進することにより生活排水処理人口の増加を図ります。

表 22 生活排水処理の目標及び生活排水人口の内訳

年度	H30(実績)	R6(中間目標年次)	R11(目標年次)
生活排水処理率(%)	48.8	61.7	68.2

年度	H30(実績)	R6(中間目標年次)	R11(目標年次)
行政区域内人口(人)	14,116	12,927	11,947
計画処理区域内人口(人)	14,116	12,927	11,947
水洗化・生活雑排水処理人口(人) (生活排水処理人口)	6,885	7,972	8,151
水洗化・生活雑排水未処理人口(人) (単独処理浄化槽人口)	1,276	872	668
非水洗化人口(人) (計画収集人口+自家処理人口)	5,955	4,083	3,128

※生活排水処理人口＝公共下水道人口＋集落排水施設人口＋合併処理浄化槽人口

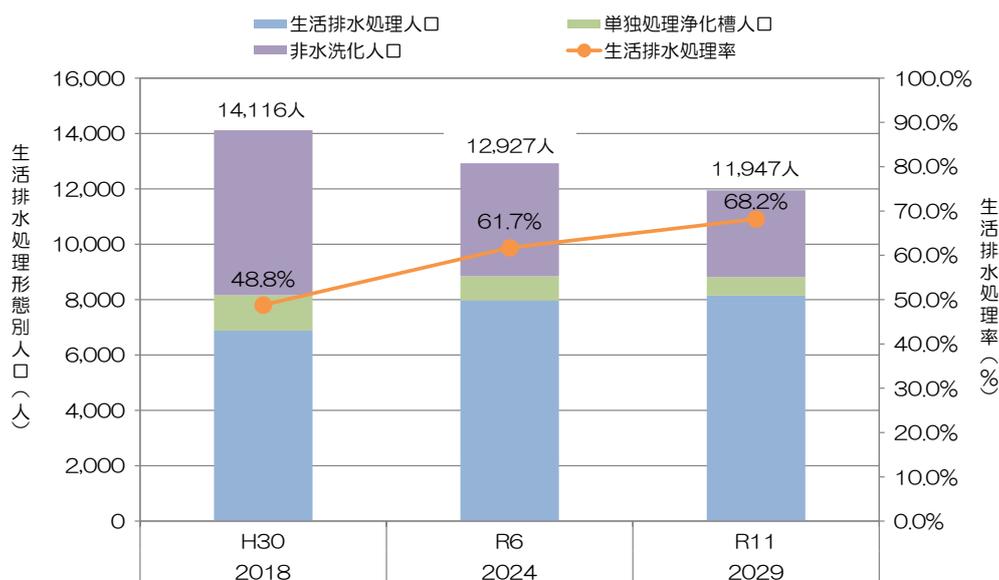


図 21 生活排水処理の目標及び生活排水人口の内訳

2. 生活排水を処理する区域及び人口

1) 生活排水処理施設整備計画の概要

生活排水処理施設は、各種事業計画に基づき、整備を進めます。
各種事業計画の概要は、以下のとおりです。

(1) 公共下水道事業

現在順次供用開始中の西郷処理区、五箇処理区について、効率的な整備を進めます。
また、整備区域内の個別処理世帯について、公共下水道への切り替えを促します。

表 23 本町の公共下水道事業計画

処理区名	全体計画人口(人)	全体計画面積(ha)	最大計画汚水量 (m ³ /日)
西郷処理区(一部供用)	7,490	253.0	3,890
福浦処理区(供用済)	45	1.6	40
飯美処理区(供用済)	45	3.0	40
卯敷処理区(供用済)	60	4.0	75
五箇処理区(一部供用)	940	54.3	520
合 計	8,580	315.9	4,565

(2) 農業集落排水施設

整備完了済みの都万処理区について、今後は計画的な施設の老朽化対策を実施します。

表 24 本町の農業集落排水事業計画

処理区名	全体計画人口(人)	全体計画面積(ha)	最大計画汚水量 (m ³ /日)
都万処理区(供用済)	1,137	42.0	544.0

(3) 漁業集落排水施設

整備完了済みの12処理区について、今後は計画的な施設の老朽化対策を実施します。
また、今後供用開始予定の中村処理区について、効率的な整備を進めます。
なお、整備区域内の個別処理世帯について、漁業集落排水施設への切り替えを促します。

表 25 本町の漁業集落排水事業計画

処理区名	全体計画人口(人)	全体計画面積(ha)	最大計画汚水量(m ³ /日)
加茂処理区(供用済)	540	13.0	198.6
今津処理区(供用済)	336	12.1	155.0
犬来処理区(供用済)	160	5.7	80.0
岸浜処理区(供用済)	50	0.9	23.1
箕浦処理区(供用済)	100	2.3	41.3
大久処理区(供用済)	300	9.0	125.4
布施処理区(供用済)	360	8.0	280.0
久見処理区(供用済)	186	6.0	77.7
津戸処理区(供用済)	265	3.0	145.0
蛸木処理区(供用済)	268	5.5	117.9
那久処理区(供用済)	304	8.0	177.0
油井処理区(供用済)	99	3.5	43.8
中村処理区(今後供用開始予定)	830	24.0	289.0
合計	3,798	101.0	1753.8

(4) コミュニティプラント

整備完了済みの奥津戸処理区について、今後は計画的な施設の老朽化対策を実施します。

表 26 本町のコミュニティプラント事業計画

処理区名	全体計画人口(人)	全体計画面積(ha)	最大計画汚水量(m ³ /日)
奥津戸処理区(供用済)	165	4.6	54.4

(5) 合併処理浄化槽

集合処理区域外の家屋について、浄化槽市町村整備推進事業を実施し、町民の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全のため、一日も早い生活排水処理に努めます。

なお、浄化槽の清掃については、浄化槽法に基づく許可業者が行っていますが、浄化槽の適正管理について、県・許可業者と連携し、その推進に努め、し尿処理施設(汚泥共同処理施設)における適正管理に資するものとします。

第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1. し尿・浄化槽汚泥の排出量の見込み

本町のし尿・浄化槽汚泥の排出量は、行政区域内人口の減少や、公共下水道への切り替え等により、今後減少するものと考えられます。

また、し尿の年間排出量は、令和 11 年度で 3,220kl/年(平成 30 年度実績に対して 60.1%)に低下し、浄化槽汚泥の年間排出量は、令和 11 年度で 2,688kl/年(平成 30 年度実績に対して 75.1%)に低下する見込みです。

表 27 し尿・浄化槽汚泥排出量の推計結果

年度	H30(実績)	R6(中間目標年次)	R11(目標年次)
し尿汲み取り人口(人)	5,955	4,083	3,128
し尿(kl/年)	5,358	3,964	3,220
し尿原単位(l/人・日)	2.47	2.66	2.82

年度	H30(実績)	R6(中間目標年次)	R11(目標年次)
浄化槽人口(人)	5,489	4,746	4,114
浄化槽汚泥(kl/年)	3,580	3,101	2,688
汚泥原単位(l/人・日)	1.79	1.79	1.79

2. 排出抑制・再資源化計画

本町では、現在、生活排水の排出抑制対策として、広報等による住民への啓発活動を行っており、今後も継続する計画です。

また、生活排水の再資源化について、現在、生活排水処理により発生する脱水汚泥の堆肥化を、島後クリーンセンターにて実施しています。

しかし、汚泥処理施設共同整備事業(MICS 事業)開始後の汚泥共同処理施設における再資源化については行わない計画です。

3. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬の方針

今後はし尿・浄化槽汚泥の排出量が減少する見込みであることを踏まえ、計画的な収集を実施するための指導を行い、安定的な収集・運搬を行います。

2) 収集・運搬の範囲・方法

収集・運搬の範囲は現行どおり行政区域全域とします。

また、し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者に委託し、効率的な収集・運搬体制が構築されていることから、これを継続していきます。

4. 中間処理計画

1) 中間処理の方針

し尿・浄化槽汚泥の処理は、本町のし尿処理施設(島後クリーンセンター)で適正に行い、汚泥処理施設共同整備事業(MICS 事業)を開始する令和 3 年度以降は、西郷浄化センター内の汚泥共同処理施設でも処理を行います。

なお、令和 4 年度以降は島後クリーンセンターを廃止し、汚泥共同処理施設でし尿・浄化槽汚泥を一括処理する予定です。

2) 中間処理の量

本町の平成 30 年度の中間処理量は、し尿 14.68kl/日(5,358kl/年)、浄化槽汚泥 9.81kl/日(3,580kl/年)であり、令和 11 年度(目標年次)には、し尿 8.82kl/日(3,220kl/年)、浄化槽汚泥 7.36kl/日(2,688kl/年)になると予想されます。

また、浄化槽の汚泥投入率はわずかに増加し、平成 30 年度の 40.1%から令和 11 年度(目標年次)には 45.5%になると予想されます。

表 28 し尿・浄化槽汚泥の中間処理量

項目	(年度)	H30 (実績)	R1 (推計)	R2	R3	R4	R5
し尿量	(kl/年)	5,358	5,126	4,916	4,718	4,338	4,126
	(kl/日)	14.68	14.01	13.47	12.93	11.88	11.27
浄化槽汚泥量	(kl/年)	3,580	3,473	3,345	3,235	3,265	3,202
	(kl/日)	9.81	9.49	9.16	8.86	8.95	8.75
合計	(kl/年)	8,938	8,599	8,261	7,953	7,603	7,328
	(kl/日)	24.49	23.49	22.63	21.79	20.83	20.02
汚泥投入率	(%)	40.1	40.4	40.5	40.7	42.9	43.7

項目	(年度)	R6	R7	R8	R9	R10	R11 (目標年次)
し尿量	(kl/年)	3,964	3,816	3,669	3,541	3,378	3,220
	(kl/日)	10.86	10.46	10.05	9.67	9.25	8.82
浄化槽汚泥量	(kl/年)	3,101	3,019	2,935	2,860	2,769	2,688
	(kl/日)	8.50	8.27	8.04	7.82	7.59	7.36
合計	(kl/年)	7,065	6,835	6,604	6,401	6,147	5,908
	(kl/日)	19.36	18.73	18.09	17.49	16.84	16.19
汚泥投入率	(%)	43.9	44.2	44.4	44.7	45.0	45.5

※汚泥投入率(%)=浄化槽汚泥量÷(し尿量+浄化槽汚泥量)×100

3) 中間処理施設

令和 2 年度までは島後クリーンセンター、令和 3 年度は島後クリーンセンター及び汚泥共同処理施設にて中間処理を行います。

また、令和 4 年度以降は汚泥共同処理施設で一括して中間処理を行います。

5. 最終処分計画

令和3年度までは、現行通り島後クリーンセンターで処理する過程で発生するし渣は、島後清掃センターで焼却処理をした後に、島後一般廃棄物最終処分場で埋立処分します。

汚泥処理施設共同整備事業(MICS 事業)が始まる令和3年度以降に、汚泥共同処理施設から発生する汚泥は、下水道事業として実施するため産業廃棄物として島外処理します。

したがって、今後はし尿・浄化槽汚泥の排出抑制・適正処理に努めます。

6. 令和3年度以降の生活排水処理の流れ

令和3年度まで島後クリーンセンターに搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の処理フローは図16(p.19参照)のとおりです。

また、令和3年度以降のし尿及び汚泥の処理フローを図22に示します。

なお、各年度における生活排水処理施設の稼働状況は表29のとおりです。

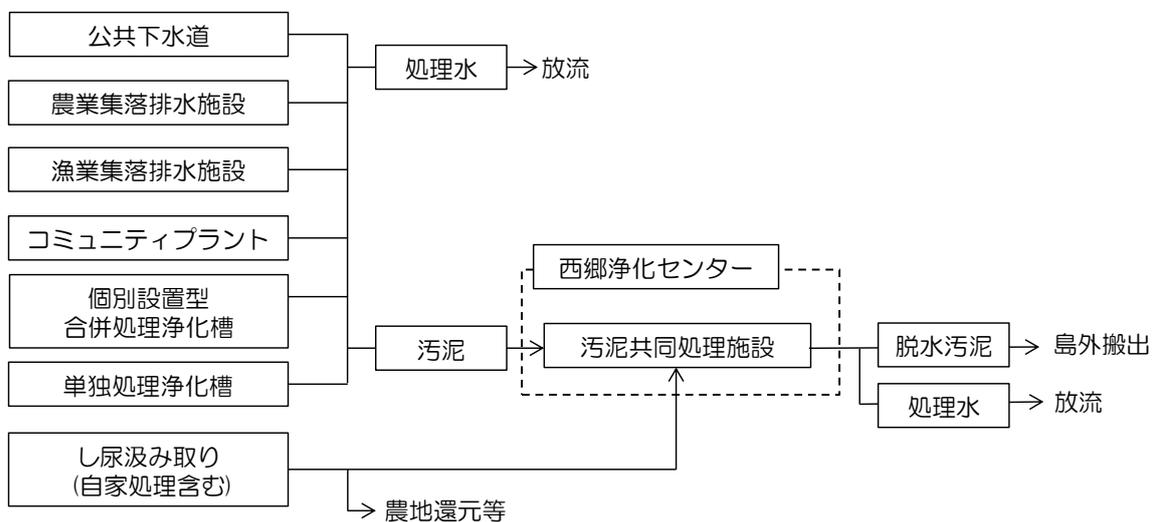


図 22 生活排水処理の流れ(令和3年度以降)

表 29 し尿及び汚泥処理施設の稼働状況

施設名	稼働状況		
	～令和2年度	令和3年度	令和4年度～
島後クリーンセンター	稼働中	稼働中	稼働中
汚泥共同処理施設	稼働中	稼働中	稼働中

7. 住民に対する啓発活動等

1) 浄化槽の適正な維持管理の啓発

計画的なし尿の汲み取り及び浄化槽の適正な管理を行うことにより、中間処理・収集運搬の適正化及び環境保全を行うことが可能となります。特に浄化槽については、運転管理の状況により放流水質が大きく変化するとともに、清掃方法の違いによって排出される汚泥量が増減します。

したがって、適正な浄化槽の運転管理及び保守点検についての広報等による啓発活動を行うとともに、保守点検を行う業者に対して、県と連携し、啓発・指導を行います。

2) 家庭における発生原対策の啓発

生活排水対策の基本は、発生原対策であることから、汚濁負荷削減のための方策、意識について、今後とも引き続いて啓発を行います。

3) 集合処理型施設への接続や浄化槽の設置促進の啓発

本町の下水道基本構想に基づき整備される集合処理型施設の整備区域では、未接続世帯に対する普及啓発を行っていくものとします。

また、集合処理型施設の整備区域外においては、市町村設置型浄化槽設置事業を行っているため、この事業の普及啓発を推進し、浄化槽設置を推進していくものとします。

4) 地域に関する諸計画との関係

集合処理型施設、市町村設置型合併処理浄化槽整備事業計画等、地域の生活排水関連施設整備計画との整合を調整し、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理のための方策を講じます。

家庭でも取り組める排出源対策の普及促進として、使用済み油を排水溝に流さない、洗剤を使いすぎない、お風呂の残り湯を洗濯に使用する等の生活排水対策の普及促進に努め、住民一人一人の水環境保全に関する意識を高めます。

また、地域の開発計画等の策定に際しては、本計画に基づく生活排水の適正処理を指導します。

8. 計画に関わる数値目標一覧

計画に関わる数値目標の一覧は下記に示す通りです。

表 30 数値目標の一覧

項目	単位	基準年度	中間年次	目標年次
		2018	2024	2029
		H30	R6	R11
生活排水処理人口	(人)	6,885	7,972	8,151
公共下水道	(人)	2,672	4,098	4,705
農業集落排水施設	(人)	770	692	630
漁業集落排水施設	(人)	1,834	2,035	1,919
コミュニティプラント	(人)	106	97	90
個別設置型合併処理浄化槽	(人)	1,503	1,050	807
生活排水未処理人口	(人)	7,231	4,955	3,796
単独処理浄化槽	(人)	1,276	872	668
し尿汲み取り(自家処理含む)	(人)	5,955	4,083	3,128
行政区域内人口	(人)	14,116	12,927	11,947
生活排水処理率	(%)	48.8	61.7	68.2

※生活排水未処理人口＝行政人口－生活排水処理人口

※生活排水処理率＝生活排水処理人口÷行政区域内人口×100

し尿及び浄化槽汚泥量

項目	(年度)	2018	2024	2029
		H 30	R 6	R 11
汲み取りし尿量	(kl/年)	5,358	3,964	3,220
	(kl/日)	14.68	10.86	8.82
	(l/人日)	2.47	2.66	2.82
浄化槽汚泥量	(kl/年)	3,580	3,101	2,688
	(kl/日)	9.81	8.5	7.36
	(k/人日)	1.79	1.79	1.79
合計	(kl/年)	8,938	7,065	5,908
	(kl/日)	24.49	19.36	16.19